



岸根基地反対闘争

『神奈川県労働運動史』第2巻から

組・六角橋農友会・日農港北支部・神奈川平和の会・神奈川大学生自治会の代表が集まって「岸根基地対策協議会」を結成、四月にはこれら六団体に横浜市長・全日自労・六角橋青年有志・町協議会有志を加えた「岸根基地反対連絡会議」が組織された。連絡会議の誕生は、岸根基地反対闘争を発展させ、現地住民を中心に労働組合・学生・市民団体などによる統一行動の拡大と闘いの強化のきっかけとなった。岸根近隣の小中学校のPTAも基地反対の運動を進めることを申し合わせた。

だが現地のこうした反対の意向にもかかわらず、政府は閣議で岸根基地の建設を決定し、一月に敷地の地質検査であるボーリング調査を実施しようとした。地元四十一戸の農家は交渉権を連絡会議に一任し、連絡会議傘下の団体は現地動員を行って抵抗した。そして地質調査隊の農地内立入りをひとまず阻止することに成功する。この間教職員組合分会やPTAによって「岸根基地反対教育関係者連絡会議」が作られ、建設反対の対市交渉が行われた。しかし一方では、中区や神奈川区の商店の間から、逆に「岸根基地促進」の動きが台頭した。それはこれらの区にある接収地

の解除が遅れているのは岸根基地が地元住民や労働組合の反対によって建設できないためだという理解に基づくものであった。岸根基地反対連絡会議は一九五五年一月に県下全域の関係団体に訴えて基地反対・接収地解除促進の懇談会を開催、中区・神奈川区の人びととも懇談を行い、「接収解除促進の運動を含めて岸根基地反対運動を進めて」いこうと申し合わせた（『基地のなかの神奈川』）。

一九五五年二月、内閣総理大臣が日米行政協定実施に伴う特別措置法に基づいて岸根の米軍基地建設を「適正」と認定したことにはがい、横浜調達局は地元農家に対し測量の実施を通告した。現地測量は警官隊の出動のもとに開始された。一方地元住民側は地評に集まる労働組合をはじめとする諸団体からの応援をうけて反対の座込みを行った。両者の間でたびかさなる「紛争」が引き起こされた。反対連絡会議はこの後も裁判闘争を含めて多様な運動を進めたが、県土地収用委員会が十月から「強制収用」を行うことを決定し、岸根基地反対闘争は地元農家への補償金の支払いなどによってひとまず終息するに至る。

基地闘争 岸根の闘争をきっかけに、そして原水爆禁止運動という全国民、全県民的な平和運動の高揚を背景にして、県下の基地反対闘争は急速に強まっていった。

旧日本海軍の弾薬庫が米軍に接収され、現在にまで至っている逗子市池子地域では、一九五四年九月一日に市議会が「池子火薬庫接収地一部接収解除を要求する決議」を全会一致で採択した直後、市民により「逗子市池子接収地返還促進市民協議会」が作られ、返還を要求する運動が行われ出した（『神奈川の米軍基地』）。当時同火薬庫の貯蔵弾薬は数万トンにのぼるといわれており、周辺の住民にとって危険きわまりない施設であった。横浜市保土ヶ谷では一九五五年五月に米軍高射砲部隊の一部が移動したことをきっかけにして、「高射砲陣地の接収解除」を要求する運動がまきおこった。もともと保土ヶ谷の基地は、一

九五〇年の夏に作られた県営サッカー場を「県民はおろか県当局も知らないまに無警告で」米軍が接収した(資料編 12近代・現代)^{(2)(三)} といういわくつきのものであった。藤沢市辻堂海岸では、一九五五年七月末に陸揚げされたオネスト・ジョン原子ロケット砲が辻堂演習場で試射される予定だと伝えられたことから、藤沢・茅ヶ崎両市の有志と、PTA、婦人団体、労働組合が「原子砲反対市民同盟両市連絡協議会」を結成し、署名や請願の行動を開始した。藤沢市議会は住民の要求に基づいて、辻堂演習場の「オネスト・ジョン基地化事前防止」要請を決議した(『藤沢市議会史』)。同じころ横須賀市千駄ヶ崎と葉山町では、米軍ヘリコプター基地が設置される計画に対し、農業委員会や部落会を中心とする反対運動が進められた。この運動には、ヘリコプターによる騒音問題と絡めて久里浜国立療養所の患者自治会も反対の意志を表明し合流した。

横浜市瀬谷町でも、米軍の通信基地が拡張されようとしたことから町ぐるみの反対運動がまきおこった。この通信基地の所在地は、もと日本軍の倉庫だったところであり、一九四七年にいったん接収が解除されたにもかかわらず、朝鮮戦争の開始によって再び接収された場所であった。また、通信基地という性格からその業務内容は謎に包まれ現在でもなお不明なことばかりであり(『神奈川の米軍基地』)、近隣の住民に大きな不安を抱かせる基地でもあった。一九五五年に米軍はこの基地の拡充を計画し、新たに近接する農家の耕作地接収を企てた。すでに基地にされていた土地の農民たちが、祖先伝来の土地を返してくれ、と年頭に接収解除の申請書を出していたところにある。瀬谷町の各部落代表によって「接収地対策委員会」が組織され、横浜調達局や県渉外部・農地部などとの交渉がくりひろげられた。

こうした県下各地の基地闘争の広がりのなかで、一九五五年八月二十七日に横浜で「軍事基地反対、平和擁護、神奈川県民大会」が開かれ、「県軍事基地反対連絡会議」を結成して基地反対闘争を相互に交流しつつ進めていくことを決めた。当日、会場にはそれぞれの基地闘争を地元で進める人びとや、地評・左派社会党・共産党・労農党のメンバー約六百名が集まった。

全国軍事基地反対連絡会議に結集する他県の基地闘争組織からも連帯の挨拶がよせられていた。

三 一六〇年安保闘争

エリコン・警職法反対運動 原水爆禁止運動に代表される一九五〇年代後半の平和運動と基地反対闘争とは、一つの大きなうねりとなつて一九六〇年の日米安保条約改定をめぐるたたかいへ合流した。そしてこの六〇年安保闘争の直接の前史となつたのが、一九五八（昭和三十三年）のエリコン反対、警職法反対のたたかいであった。

同年八月、防衛庁が発注した地对空誘導弾エリコンが横浜港から陸揚げされる計画が明らかになると、地評・各地区労・県原水協などは「原水爆兵器として使用される兵器の持ち込みに反対」するための共闘会議を結成し、予想される陸揚げ地点にピケをはってこれを阻止しようとする行動をくりひろげた。防衛庁はエリコン自体は「核兵器でない」と主張したが、共闘会議は「エリコンは核ミサイルの研究用兵器である」ことを強調した。原水爆禁止運動の浸透を背景に核兵器への反対の世論は高まり、共闘会議の行動には県下全域さらには他県からも支持がよせられた。たとえば山梨県富士吉田市では、山梨地評が主催して神奈川のたたかいを支援する「エリコン陸揚げ反対総決起集会」が開催されている。当初の陸揚げ予定地で強力な阻止行動が進められているのをみた防衛庁側は、エリコン積載船をひとまず横浜港外に出航させ、ハシケに移して横須賀の自衛隊基地に陸揚げし「ピケ隊の裏をかく」形で東京への輸送を実施せざるをえなかった。このたたかいは県下の原水爆禁止運動と基地反対闘争を結びつけ、平和と民主主義擁護を掲げる諸組織の統一行動・統一闘争のはしりとなった（『神奈川地評十五年史』）。

エリコン反対闘争の直後、政府は突然、警察官職務執行法の改正案を国会へと上程した。独断に基づく所持品検査の実施な



警職法と題するカット

〔東芝労働者〕(No. 80) 東芝連合会機関紙から

ど個々の警察官の権限を拡張することが同法改正案の要点であり、それは人びとに戦前の「オイコラ」警察復活への危惧をもたらした。「『オイ! コラ!』という警職法が若し国会で決定していたら私は戦前の大衆活動家のような苦しい立場にあったろう」という、当時の全農林労組神奈川県委員長の回顧(『神奈川県評十五年史』)に示された恐怖感は、このとき労働組合運動や平和運動を担い推進する人びと全てに共通したものであった。強権的な警察官が再来して私生活のすみずみにまで介入することへの不安は多くの人びとの実感となって急速に広がった。

全国的な反対運動に呼応して十月十五日に社会党県連と地評、全労神奈川、新産別神奈川、および中立系の労組などにより「警職法改悪反対神奈川県民会議」が結成され、集会やストライキを中心にする統一行動が進められた。その実施状況を日誌風に記せば次のとおりである。十月二十四日 横須賀・平塚、二十五日 横浜・戸塚・磯子・保土ヶ谷の各地域で反対集会。二十六日 掃部山公園で「警職法改悪粉碎、生活と権利と教育を擁護し、日中関係を打開する神奈川県民集会」。二十八日 労働組合(支部)ごとの抗議集会。三十一日 小田原地区反対集会。十一月五日 労働組合の時限ストライキ、川崎、鶴見、横須賀、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、厚木、相模原および日本鋼管川崎野球場でそれぞれ反対集会とデモ行進。十一月二十日 小田原で反対集会。

こうして警職法反対闘争は、県内でも、また全国でも日まじに強まり、十一月二十二日ついに法案は審議未了となった。戦後、議会外の大衆運動が議会内の多数派に打

ちかったのは、これが最初のことであった。警職法反対闘争の進展とその勝利のなかで、労働組合・平和運動組織・市民団体・革新政党の間に統一行動への気運が高まっていた。十二月十三・十四日には鎌倉で地評・県原水協・日中友好協会神奈川・社会党・共産党の代表の会合がもたれ、警職法反対闘争の検討とあわせて政府の対中国敵視政策の転換や安保条約の廃棄にむけた闘争を推し進めるための「五者共闘幹事会」が作られた。

安保闘争の開始

おりから政府が計画していた日米安保条約の改定に対し、警職法闘争の統一行動に基づき勝利によって「戦争準備反対と平和のために安保条約改訂を阻止し、廃棄までもに闘うこと」の意見一致が比較的容易に得られる状態となり（『神奈川県労働運動史』第三巻）、安保条約改定阻止国民会議の結成をうけて、一九五八年五月に地評・原水協・日中友好協会・社会党・共産党が中心となって二十二団体からなる安保条約廃棄要求神奈川県民会議が設立された。以後一年以上にわたり、県下のさまざまな人びとによって、安保条約の改定に反対するたたかいが「県民会議」を中心にしてがらまきおこっていく。それは強まりゆく冷戦化に醸成され、国際間の一方の陣営とのみ手を結ぶことに反対した全面講和論を起点に、米軍基地の存在に刺激され、かつ核戦争の脅威の中ではぐくまれてきた広義の平和運動の流れのものであると同時に、この時期に「逆コース」とよばれた戦後の諸改革を修正しようとする政府側の一連の政策、たとえば破防法、教育二法、憲法改定構想、勤評、警職法などに対して抵抗をくりひろげてきた『民主主義擁護運動』の系譜をひくものでもあった。

安保廃棄要求「県民会議」は、その設立に際して「海外派兵、核武装をめざす安保改訂を阻止しその廃棄を要求する。安保体制を打破し、日中国交を回復せよ。在日米軍の撤退を要求する。憲法を擁護し、自衛隊の核武装を許すな」などのスローガンを掲げたが、そこには安保条約の改定が意味するものを「県民会議」に集まる組織や人びとがどのようにとらえていたかが示されている。また、「県民会議」のもとに各地域で安保反対の地区共闘組織が作られたが、その一つで一九六〇年一月に



1959年の京浜労組の安保反対大会

『神奈川県労働運動史』第3巻から

結成された「日米安保条約廃棄横浜市民会議」は、「戦争の反省にたつて、憲法を制定し、戦争を放棄しました。あれより十余年、政府の憲法解釈は変転に変転し世界は平和への流れの中で憲法違反の安保条約を改訂し戦争への道をたどっています」として、「海外派兵、核武装をめざす安保改訂を阻止してその破棄を要求し」「諸物価値上げ合理化で市民生活を破棄する安保体制を打破し」「市民の生活をおびやかす基地を取り払い、すべての国との貿易で港の繁栄を」実現しようと呼びかけていた。そこからうかがわれるように、安保闘争は、平和と民主主義とともに、生活の擁護と向上を併せて掲げた、たたかいであった。

この「横浜市民会議」と同様の地区共闘組織は、一九五九年六月に十一、十月に十五、十二月に三十一と、県下各地にあいついで作られていった『日本労働年鑑』一九六〇年版。そして中央の安保条約改定阻止国民会議が設定した統一行動にしたがって、神奈川の県民会議と地区共闘は、一九五九年四月から翌六〇年の七月まで二十一次におよぶ波状的な行動をくりひろげた。これらの地区共闘には、地評系ならびに中立の労働組合、地域の原水協等

の平和運動団体、基地闘争組織、社会党、共産党のほか、母親運動連絡会をはじめとする婦人団体や各種の文化団体などが加わっており、また県民会議の構成の警職法闘争時との違いは、共産党が正式に加入したこと、今度は全労神奈川と新産別系の労働組合が参加しなかったことであった。しかし一部の労働組合の不参加にもかかわらず安保共闘組織への参加団体は未曾有の数のにのぼっていた。

安保闘争の展開

比較的早い時期からとりくみがなされたとはいえ、安保闘争の県下における統一行動は一九五九年中は必ずしもめざましく進んだわけではなかった。だが一九六〇年に入って、とくに岸首相の新安保条約調印のための訪米に反対する第十一次統一行動時から、神奈川県下の安保闘争は、各労働組合の春闘や勤評をめぐる教職員組合各分会のたたかいと結びつきつつ、急激に高まっていった。一月十四日、横浜公園に八十五団体一万二千名もの人びとが集まって新安保条約の調印に反対し、十六日には神奈川県下から六千名が羽田空港へおしよせて、調印のために訪米する首相への抗議行動をくりひろげた。条約が国会に上程されると、県民会議は「十・百・千のたたかい」を行動方針として傘下団体に呼びかけた。神奈川県下で十万人の動員、百万の署名、一千万円のカンパというのがその内容であった。これらのうちとくに署名活動は、街頭であるいは戸別訪問によって連日活発に行われた(『神奈川地評十五年史』)。

五月五日にソ連がアメリカのU2型ジェット機をスパイ行為の理由で撃墜したと発表し、同型機が厚木基地に配備されていることが明らかになると、安保条約に対する不安は「実感」として県民の間に著しく強まった。鎌倉市議会のように、この事件の直前に新安保条約反対の決議は否決したが、U2型機の撤去要請決議を可決した市町議会も少なくなかった。

国会における審議の進展にともない、新安保条約への不安感はいっそう強まり、連日のようにデモ隊が国会へとおしよせた。このような安保への反対・批判の声の高まりに、政府は、五月十五日、国会内に警官隊を導入して衆議院で条約を強行採

決した。神奈川県を選挙区とする一部の代議士を含めて、自民党所属議員のなかにさえこの強行採決には同調できず、当日議場に入らなかつた者もあった。強行採決への人びとの怒りは激しく、以後の統一行動は一挙にその規模を拡大した(信夫清三郎『安保闘争史』)。

六月四日、総評と中立労連系労働組合はいっせいに抗議のストライキを実施した。『地評』六月五日号によると、神奈川県内におけるこのストライキの状況は次のようであった。「四時十五分、桜木町発の初電も横須賀、横浜、南武、鶴見線もピタリと止ったまま動かない……午前六時、国鉄につづいて港湾の闘いはじまった。全港湾の半日ストを先頭に、荷役作業の浜港労連、検定、検数、税関、倉庫等、港を動かす全ての労働者がストに突入、税関前には二千名が結集して、一時間の総決起大会を開き、大棧橋から中央岸壁へデモを行なって氣勢をあげた。市民の足をにぎる臨港バスは、午前七時までストライキ、横浜市電、バスも三割減車」。ストライキはこのほか県下百十六の民間産業の労働組合でも、また千あまりの商店でも実行された。このストライキの直後、六月十日にアイゼンハワー米大統領の訪日の先進としてハガチー秘書が羽田へ到着した。同大統領の訪日は、安保条約成立へのテコ入れとみなされていたから、「訪日反対」を掲げる人びとが各地から羽田へと集まり、ハガチー秘書の車がデモ隊に囲まれて立往生し、彼はヘリコプターにより救出されるといふ事件がおきた。この日、神奈川県内からは日本鋼管川崎製鉄所労働組合をはじめ多くの団体の労働者・市民が羽田におしよせており、警視庁は十三日の深夜に川鉄組合本部を捜索し数人の組合員を逮捕するという弾圧を行った(川鉄労組『闘いのあゆみ』)。県民会議は「不当弾圧反対」の抗議文を発表し、たたかいをいっそう強めていくことを呼びかけた。県下各地域ではあいついで条約批准反対の行動がくりひろげられ、デモ隊は国会へとむかった。

しかしついに十九日午前零時に新安保条約の「自然承認」が成立した。岸首相が辞意を表明したのはその四日後の同条約批

准書交換当日のことであった。統一行動はこのちもつづけられ、七月十日には大和市の光ヶ丘中学校建設予定地で、国民会議が主催する「U2ジェット機追放・米軍撤退要求国民大会」が、全国から八千名を集めて実施された。一年以上にわたる統一行動に神奈川県内から参加した人の数はのべて百五十万人におよび、署名を含めると「推定一八〇万人近く」の人びとが安保闘争に加わっていた（『神奈川県評十五年史』）。結成された地区共闘は足柄下郡と愛甲郡の一部を除いて全県域にわたり、三七組織にのぼった。

原潜寄港反対運動

このような高まりをみせた六〇年安保闘争ののち数年の間に、国際的な平和運動推進勢力内部の反目、国内の革新政党間の軋轢・対立を背景に、原水爆禁止運動の分裂や安保共闘組織の機能停止という事態があいついであらわれた。神奈川県内でも、全国的な運動と組織の分裂をうけて、そして六〇年安保闘争という未曾有のたかきを経た後のある種の「敗北感」により運動が停滞ぎみになるなかで、それまでの諸運動組織の間に分裂が進行し、事実上それらの党派ごとの系列化がみられるようになった。

だが一方で神奈川県内の平和運動・基地闘争がこうした分裂をこえて全国的な統一行動を牽引する役割を果たすことがあった。一九六四年のアメリカの原子力潜水艦寄港に反対するたたかいがそれである。この年、政府は米国原潜の日本寄港受諾を正式に決定し、佐世保に入港したシードラゴン号が横須賀へむかうことが予定されていた。横須賀では地区労と社会党・共産党の三者による「原子力潜水艦寄港阻止（現地）実行委員会」が作られて、社会党・総評系、ならびに共産党系それぞれの全国的な原潜寄港反対運動組織とは別個に、集会を主催するなどして運動を進めた。そして同実行委員会は、それら両系列の組織間の「橋わたし」の任に当たったのである。このときには、平塚、相模原、厚木、および保土ヶ谷の各地域でも、党派間の対立をこえた原潜寄港反対の運動が進められた。厚木地域における集会が、「日米両国政府に対して抗議文を発する」とこととあわせ

て「原潜寄港阻止中央組織を統一して運動を進める」よう「要請すること」を決定した『神奈川県労働運動史』第四巻)のは、基地近隣地域ならではの統一行動への強い要望と期待をあらわしたものであった。

原潜寄港反対運動は以後ひきつづいて行われ、ことに一九六六年のスヌーク号横須賀入港に際しては、寄港から出港までの連日、のべ五万六千人をこえる参加者によって抗議集会が開催された。

県の対応

本節の最後に「平和運動と基地反対闘争」に関する県側の対応について述べておこう。もともと平和運動に関しては原水爆禁止運動への対応^{注1}の他は県側に特別な動きがあったわけではなく、また基地反対闘争については住民の要求に基づき「基地問題」として対策をたてるというのがその基本であった。この「基地問題」への県の対策は「基地返還の促進」と「基地周辺対策」に大別できる(『神奈川の米軍基地』。前者についてみると、一九五二年の講和条約発効を契機に「官民一体の横浜市復興建設会議を運動母体として」同市の「市街地施設の大部分が返還され」たのをはじめに、いくつかの基地が返還され、講和条約発効時と一九八〇年三月とを対比すると、米軍の基地は、数では百六十三から二十五へ、面積では三千六百ヘクタールから二千二百七十四ヘクタールへと減じてきている。最近の例では、一九七二年の「市民、労働者の戦車輸送阻止違法闘争^{注2}を背景としたキャンプ淵野辺の返還などが挙げられる。もともと基地の数や面積が減っても、一方では「基地機能の強化が進められ」「施設整備が進」んできていることが注意されなければならない。

注1 県議会は、当初県原水協に対し補助金を支給していた。しかしそれは、同組織の六〇年安保闘争への参加を理由に中途から打ち切られた。

注2 一九七二年には相模総合補給廠からの米軍戦車輸送阻止闘争が行われた。この闘争は横浜市がベトナムの戦場に送りこまれる戦車の通行を車両制限令と道路法に基づき承認しなかったことに端を発する。そして横浜村雨橋で、さらには相模補給廠のゲート前で、多くの市民・労働者が「ベトナムに戦車を送るな」をスローガンにして阻止行動をくりひろげた。

後者の「基地周辺対策」としては、航空機騒音、原子力軍艦の放射能（調査）、犯罪防止、電波障害防止などの対策があげられる。このうちの航空機騒音についてみると、厚木飛行場周辺地域では六〇年安保闘争の直後に住民により「爆音防止期成同盟」が結成され、県側はその要請をうけて国および米軍に「音源対策」の実施を要求、一九六三年にはそれまで全く「無制約」ともいえる状態であった「米軍航空機の飛行規制」が一部実現した。なお航空機問題としてはこの他に最も危険な米軍機の墜落事故という大問題がある。県の調査によると、一九五二年四月から七九年十二月までの米軍機の墜落は六十三件を数え、落下物が四十八件、不時着その他五十五件、計百六十六件となっており、最近でも一九七七年九月に横浜市緑区でフアントムジェット機の墜落事故によって死者二名^{注3}、重傷三名、軽傷四名という大惨事がひきおこされた。基地をめぐる問題はなお山積みしており、県渉外部の『神奈川の米軍基地』は「むすび」として、『基地のない神奈川』の実現をめざして基地問題の解決と取り組んでいくことが基地対策の課題である」ことを強調している。

注3 一九八二年に入り、この事故による死者は一名ふえて計三名となった。

第四節 労働組合運動の展開

一 地評の結成と全労神奈川の組織化

概観

本節では一九五一（昭和二十六）年の地評Ⅱ神奈川県地方労働組合評議会結成から、一九六〇年代半ばまでの労働組合運動の展開過程をあとづける。はじめに労働組合人員数（第十三表）と労働争議件数・同参加人員数（第十四表）の変化を概観しておこう。第十三表によれば、企業整備（第一次企業整備）とレッドパージにより一九四九年以降減少した労働組合員数は、一九五一年を底にして増加へと転じ、一九五〇年代の前半は微増、後半は漸増、一九六〇年代に入って急増する傾向を示している。もっとも組合員の絶対数は一九五一年から一貫して増加しているものの、労働者総数中の組合員数比、すなわち組織率は、一九五五年を起点とした高度成長に伴う労働者の激増ゆえに、五〇年代を通じて減少傾向に、六〇年以降は横ばいという状況にある。この組合員数を組織系列別にみると、まず一九五〇年代は地評が県下の労働組合を数量的にも代表した時期であるが、一九五四年に総評・地評の方針を批判して結成された全労会議の組織が六〇年以降急速に勢力をのびし、一九六五年に全労神奈川と総同盟県連（再建）が組織的に統合され神奈川同盟が作られてからは、それは県段階の組織として地評（のちの県評）に匹敵するものとなっていく。なお神奈川産別の系譜にある県労会議は、この間の一九五七年六月に解散して地評に合流してゐる。

次に第十四表によって労働争議の状況をみると、争議件数は一九五〇年をピークに五〇年代前半は漸減ないし横ばいであつ

第13表 系統別労働組合人員数の変化

年次	産別系	総同盟 県連	総評系	全労 神奈川	同盟系	新産 別系	中立 その他	計	(推定) 組織率
1945	—	—	—	—	—	—	—	57,496	
46	68,194	24,890	—	—	—	—	73,966	189,716	
47	約75,000	約30,000	—	—	—	—	152,559	259,559	(42.0%)
48	88,378	39,548	—	—	—	—	157,010	303,952	
49	97,467	52,454	—	—	—	—	—	270,256	
50	50,058	43,096	—	—	—	—	—	269,377	(37.1%)
51	7,070	18,414	83,862	—	—	—	151,353	260,699	
52	4,839	20,105	59,707	—	—	—	195,328	279,979	
53	5,212	22,740	95,806	[26,720]	—	—	173,456	297,214	
54	4,780	[22,924]	99,890	38,998	—	—	161,518	305,186	
55	5,618	[25,303]	102,467	45,385	—	—	157,854	311,324	(32.3%)
56	6,247	[23,841]	106,208	40,539	—	2,878	171,912	317,942	
57	—	21,937	122,166	22,113	—	4,144	168,330	338,690	
58	—	20,940	124,653	22,727	—	4,275	177,697	350,292	
59	—	22,150	134,597	18,147	—	3,284	179,941	358,119	
60	—	19,996	144,353	24,573	—	3,898	195,742	388,572	(28.4%)
61	—	23,219	150,021	35,361	—	4,768	227,538	440,907	
62	—	37,718	154,363	44,566	—	5,419	259,286	501,352	
63	—	38,692	172,448	54,242	—	6,561	273,625	545,568	
64	—	41,065	170,541	54,204	—	6,569	302,746	575,125	
65	—	—	171,487	—	113,533	7,141	320,397	612,558	
66	—	—	179,202	—	119,723	7,531	316,941	623,397	

1) [] 内は全労神奈川の内数である

2) 組合員数の計は数があわないところがあるが、そのままとした

3) 『神奈川県労働運動史』第1～4巻、『神奈川県組合調査結果』、『国勢調査報告』から作成

たものが、後半に入ってから増加傾向に転じており、一九六〇年以降もその傾向は継続している。争議参加人員数もそれにほぼ対応した動きをみせている。しかし一九六〇年代に入ると参加人員数ののびは争議件数ののびに追いつきえていない。これは、六〇年以降、主に中小企業の争議が急増したためである（『神奈川県労働行政の進展』）。争議一件当たり参加人員数をみても、六〇年代に入ってからその規模は相当小さくなっている。つまり、県下における争議は、敗戦直後は大企業中心で参加人員数が多く、一九五〇年代は大企業と中小企業がともに横ばいの状況にあり、一九六〇年以降中小企業の争議を主軸に件数が増加した、ということができよう。なお争議のうち作業停止に

第14表 労働争議の変化

年次	件数	総参加人員	作業停止争議		
			件数	参加人員	労働損失日数
1945	—	—	—	—	—
46	47	100,147	—	—	—
47	57	131,093	—	—	—
48	115	216,042	—	—	—
49	171	123,395	101	71,481	116,905
50	199	112,607	103	63,636	148,200
51	149	135,686	84	71,168	195,699
52	152	168,525	94	120,165	368,707
53	141	152,174	87	111,980	538,069
54	117	130,354	78	91,945	195,600
55	141	101,619	87	42,877	143,106
56	125	139,265	80	85,245	289,207
57	125	150,718	85	111,919	432,754
58	188	158,473	102	84,344	155,137
59	137	147,088	115	108,594	413,313
60	222	181,700	127	108,244	341,794
61	391	210,770	302	162,618	533,432
62	257	177,975	187	145,341	492,715
63	334	222,629	231	104,314	207,050
64	357	279,590	226	151,180	362,574
65	399	263,375	255	169,419	504,539

神奈川県『労働争議統計年報』、『労働白書』から作成

至ったものにも同様の傾向があらわれているが、損失日数をみると、それは一九五〇年代前半、後半、そして六〇年代と漸減しており、本節の対象とする時期では、趨勢として争議が短期化したことに一つの特徴があるといつてよいであろう。

地評の結成

総同盟県連と民同勢力は一九四八年八月に神奈川県労働組合民主化協議会を組織していたが、これは県民主労組共同闘争委員会への改組を経て五〇年九月に総評と「密接なる提携をする」神奈川県地方労働組合協議会(地労協)となり、この地労協を母体にして、一九五一年五月、百八十六組合八万三千八百六十二名をもって神奈川県地方労働組合評議会(地評)が結成された。この間の五〇年十一月に川崎で開かれた総同盟第五回大会

において、総同盟は、総評加盟をめぐる組織改革問題を直接の契機にして左右両派に分裂した。もともと総同盟は、敗戦後の復活以来左派と右派との対立的関係を内包してきていたが、片面講和の方向下、日本の軍事基地化・再軍備への危惧と、労働条件の悪化に対する労働者の不満を背景に、総評が急速にその姿勢を転換していくなかで、左右両派の対立は決定的なものとなった。総同盟神奈川県連は、総評が一九五一年の第二回大会において平和四原則を採択し旋回し始める状況下に、県連を解散して総評に結集し地評を組織化しようとする勢力と、これに反対する勢力とに組織的に二分された。後者の勢力（総同盟刷新強化派）は、「単独講和もやむをえない」との立場で、五一年五月に県連再建大会を開催、神奈川金属労組を中心に七十五組合二万四千百一名で「県連の再建強化」をめざして再出発した。一方前者（総同盟解党派）は、六月に県連解散大会を挙行し、地評を軸とした県下労働組合運動の統一を訴えた。地評の結成大会では、「民主的労働組合が単に形式的に合同し反共的性格と機能を持つというだけではその役割を果たすことが出来ない」という主張のもと、平和四原則に根ざす闘いと同時に、「労資協調主義に陥らず」「職場闘争に主体をおき、これにより盛上る闘争を地評に集約するとともに総評に反映する」ことを決定した。

誕生間もない地評は、一九五一年八月に全自動車労組などの中立組合や宗教者団体とともに県平和推進会議を結成して平和運動を推し進め、秋期からは、立案された労働諸法規の改定に反対するたたかいを、中央の労働Ⅱ労働法規改悪反対闘争委員会に結集してくりひろげた。翌五二年の「労働スト」は、企業整備とレッドパージによって押し込まれた労働組合運動が、地評を中心に戦闘性を回復したことを明瞭に示すものとなった。講和後の「体制確立」を目標として、政府は講和条約発効直前の一九五二年三月に破防法（破壊活動防止法）案提出を決定し、さらに公益事業における争議の規制をめざす労働調法（労働関係調整法）など諸労働法規の改定、ならびに新設を計画したが、労働、および五二年一月に地評・新産別・中立組合によって組織された県労組春季闘争委員会に集まる労働組合は、「労働者弾圧法規反対」を春季闘争の軸としてたたかうことを決め、



1952年9月2日電産鶴見分会のストライキ

機関紙連合通信社蔵

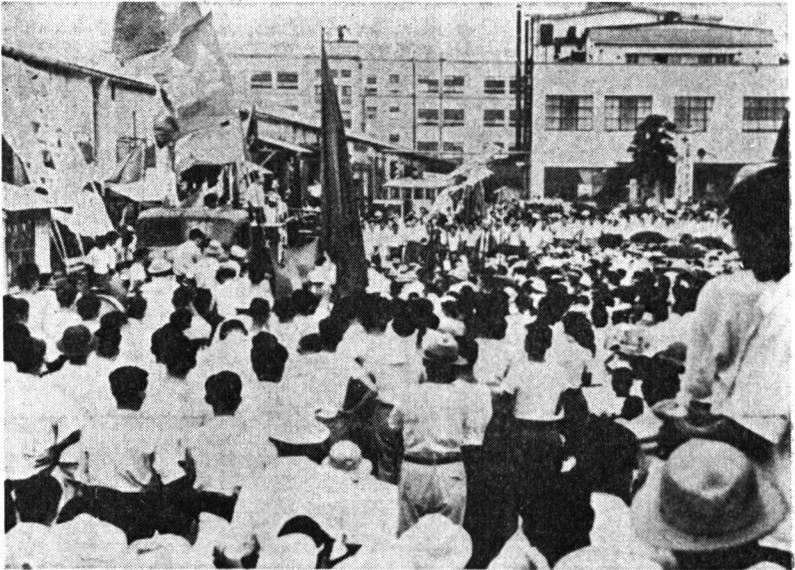
四月から六月に四波にわたる「労闘スト」を実施した。四月十二日の第一波ストでは、全自動車労組日産分会をはじめとする県下十二の労働組合が二十四時間ストを行い、これを皮切りに、ストライキ、職場集会、宣伝活動が六月二十日の第四波統一行動までとりにくまれた。この間、日経連に加盟する神奈川県経営者協議会がその行動を「単なる政治スト」とみなし、第三波ストの実施時には損害賠償を要求するよう決定するなど、労闘ストにはさまざまな圧迫が加えられた。

だが、そのような圧迫の中で統一行動を実施し、しかも総同盟系を除いてほとんどの組合が参加した県下の労闘ストは、労働組合運動が攻勢への転機をつかむたかいとなったのである。

電産ストと 経済的闘争の分野でも、

日産争議 講和条約発効の前後から
労働組合側の攻勢が行われた。その労働攻勢とは、次のような特徴をもつものであった。

第一は、「労闘ストにからむ賃金闘争」として進められた一九五二（昭和二十七年春季賃上げ闘争において、従来とかわり、マーケット・バスケット方式によってくみたてた理論生計費による要求が掲



1953年日産争議における労使の激突

『神奈川県労働運動史』第2巻から

げられ普及したことである。この方式での賃金要求は、たんに物価を追いかけるベースアップではなく、労働者の生活水準引上げの突破口たる最低賃金制の実現をめざすたかいたらなるものであり、労働者の実際の生活に基づき、広範な闘争をくりひろげていこうとする組合側の意図に根ざしたものであった。

第二は、労働協約を産業別に統一しようとする動きがあらわれたことである。これは組合の企業別的な性格を打破しようとしたことの反映であり、古河電工横浜電線労組では、地評の組織をあげた応援をうけて、長期にわたる協約闘争を実施した。第三は、講和条約発効以後、駐留軍関係労組の運動が活発化したことである。一九五二年秋期には、賃金増額と労務基本契約改訂をめぐる要求を掲げて、全駐留軍労組神奈川地連が二波にわたる大規模なストライキを実施した（『全駐留軍労働組合運動史』第二巻）。

このような組合側の攻勢のなかで一九五二年九月から電産労組のストライキが全国で行われた。賃金の増額と労働協約改訂を要求し、電産神奈川支部は事務部門・電源部門のストライキ、そして停電を十二月まで十五波におよぶ行動として実施した。電産ス

トは総評の呼号する「総資本との対決」の先端に位置するものと目され、県下においても、地評の強力な支援が行われた。だが、ストが長期にわたるにつれ電産は労働組合運動内部で次第に孤立し、さらにはストの影響をうける商店連合会や中小企業家団体の反対が強まるなかで、電産労組の闘争力は弱体化せざるをえなかった。そしてこの電産ストは、総評・地評内にその運動方向に関する批判勢力を生みだす一因となり、さらに大企業労組と中小企業労組間の「離間問題」がこれを契機にして生じてくることとなった。

電産ストの行われた翌一九五三年から、朝鮮戦争特需の減少により国際収支の悪化をまねいていた日本資本主義は、MSA（相互安全保障法）の受入れをはかる一方、輸出力増強を軸にする「経済自立」をめざしだした。そしてこうした方向に沿い、基幹産業の合理化と生産性の向上にむけ、大規模な「企業整備」が計画され実行され始めた。この企業整備（第二次）は、「職場秩序の確立」を一つの要点としており、その点をめぐる労資間の対立を象徴したのが、五三年五月に始まる日産争議であった。全自動車労組日産分会は、一九五一年の片面講和反対闘争ではストライキを実施してその名をとどろかせ、組合の「職場委員会」が「生産の主導権」を握ると称されるなど、当時最強の組織として知られる労働組合であった。争議は、全自労組の賃上げ要求闘争が、日産分会のみを残して妥結したなかで、会社側が課長の非組合員化等、組合活動への制約を行おうとする攻撃を始めたことに端を発していた。七月半ばから組合が横浜工場などで無期限ストライキに突入すると、会社側はロックアウトを実施してこれに対抗した。きわめて組織的な第二組合の発生と台頭のなかで、争議は日産分会側の全面的な敗北となつて九月に終息する。日産争議は、会社側の次のような発言、すなわち、「(大概のことは) コップの中の嵐の様な小さい問題で、問題は組合の方針にある」(『神奈川地労委資料』)に示されたとおり、自主的・戦闘的労働組合の排除を通じ、資本側からする「職場秩序の確立」をはかるためにひきおこされたものであり、その敗北は、資本の新たな飛躍にむけたひとつの前提を作り

出すこととなったのである。

全労神奈川 一九五四（昭和二十九）年の神奈川地評第四回大会は、日産争議をはじめとする第二次企業整備下の資本攻勢を、**の組織化** 同年三月に締結されたM S A協定のもとで、「軍事インフレから再軍備を中心とした合理化、即ち産業・経済の再編成」をめざすものであるととらえ、「生活を守る経済的な闘いは、アメリカの要請による日本の再軍備」という問題にブ

ツからざるを得ない」「M S A体制は労働者、農漁民、市民、中小企業の国民各層にたえがたい収奪と圧迫を加重し……各層の生活要求を益々はげしくさせ、その政治的自覚と抵抗をたかめることによって闘争の統一条件を増大せずにはおかない」と、組織労働者を中心に農漁民、市民などをまきこんだ統一行動によってたたかいを進めていく方向を打ち出した。同時に、この大会では、第三勢力の立場から平和を維持しようとする考えに則り、社会主義国をも平和勢力と規定するという従来とは異なる『平和勢力論』が採用され、地評が再軍備阻止、「基地体制の粉碎」、平和経済実現の組織者となってたたかうことを決めた。岸根基地をはじめとする一連の基地反対闘争や原水爆禁止運動で多くの労働組合が活発な行動をなしたのは、地評のこのような路線の反映であった。同年の夏季闘争に際しては、地評は「国鉄、日産、中小企業労働者防衛大会」を開催し、労働組合と左右両社会党、共産党などの代表五百名を集めて、「住民の要求」と結合させ「地域の共闘」によって「攻撃をハネ返し」ていくことを決定した。

だが、地評のこうした動きは、一方で傘下の労働組合のうちに対立をひきおこし、その分化を促すこととなった。これよりさき一九五二年の電産・炭労争議に対する批判を契機にして、海員・全織・全映演・日放労の右派四単産が総評の方針に反対し全国民主主義労働運動連絡協議会（民労連）を結成するという事態があらわれており、これに呼応して県下でも海員組合横浜支部などと総同盟県連傘下労組の計三十一労組が神奈川県民主主義労働組合協議会（県民労協）を設立していた。民労連の結成

自体はただちに総評と対抗する新たなセンターの設立をめざすものではなかったが、その後の総評主流の「容共的立場」を前にして、一九五四年四月、総同盟・全織・海員・全映演によって全日本労働組合会議（全労会議）が結成されるに至った。そして県民労協は、全労会議の地方組織への改編を行い、同年九月に全労神奈川地方会議が設立された。全労神奈川は、その運動方針において国民経済力を考慮した賃金闘争の推進ならびに生産性向上にむけた資本との協力を打ち出して地評と対立し、また政治的闘争の分野では右派社会党との「強力な連繫」を掲げた。いま五四年の系統別組合人員数をみると、地評九万九千八百九十、全労三万八千九百九十八（総同盟二万二千九百二十四を含む）、県労会議四千七百八十、中立その他十六万五千五百十八であり、全労神奈川は地評の三分の一をこえる、総組織人員数の一三割近くの勢力として出発したのである。

二 春闘労働組合運動

春闘の開始

これまでにみた一九五三年から五四年にかけての地評の路線は、高野実総評事務局長のもと総評のうちに形成された「ぐるみ闘争」とよばれる運動路線の反映であった。「ぐるみ闘争」とは、産業別闘争が実質上組みえない状況のもとでは、家族ぐるみ、地域ぐるみで、「国民運動」を通じ労働組合の闘争力を高めていこうとする路線のことである。だが、こうした運動路線に対し、総評の内部に、それが組織の力量をこえた政治的カンパニアであるという批判を行い、労働者の実生活に根ざした賃金闘争を産業別共闘によって推進すべきだと主張する勢力が台頭した。この勢力は、一九五四年の暮、合化労連・炭労・紙パ労連・私鉄・電産の五単産が共闘し五五年春期に賃上げ闘争を組んでいくという方向で運動を進め、実際に五五年の春期賃上げ闘争では、さらに全金・化学同盟、および中立の電機労連を加えた八単共闘によって「産業別